



基安安発 0318 第 3 号
基安労発 0318 第 1 号
基安化発 0318 第 10 号
平成 23 年 3 月 18 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る
労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震につきましては、政府として、総力を挙げて災害応急活動等に取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが求められ、これに伴い、各事業者において、労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届け出ることが必要となることが予想されます。

労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出につきましては、工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準監督署に届け出ていただく必要がありますが、厚生労働省といたしましては、事態の緊急性にかんがみ、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題点について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期日を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしているところです。

つきましては、災害復旧工事に伴い、計画の届出が必要となることが想定される場合には、所轄労働基準監督署に前広に相談するよう傘下事業場に対して御指導いただく等、速やかな審査の実施を通じた円滑な災害復旧が行われるよう御協力をよろしくお願いいたします。

